

山口県報

令和元年
7月9日
(火曜日)

目 次

○公告

契約の締結(二件)(税務課).....一

令和元年度山口県補正予算の要領の公表(財政課).....二

大規模小売店舗立地法第六條第一項の規定による届出(二件)(商政課).....三

大規模小売店舗立地法第八條第一項の規定による意見の聴取(三件)(商政課).....五

大規模小売店舗立地法附則第五條第一項の規定による届出(商政課).....六

○選管告示

不在者投票のできる病院の指定に関する告示の一部改正.....七

不在者投票のできる介護老人保健施設の指定に関する告示の一部改正.....七



(五三) 契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

令和元年七月九日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地
総務部税務課 山口市滝町一番一号
- 二 落札に係る物品等の名称及び数量
税務システム用機器 一式
- 三 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

四 落札者を決定した日

令和元年六月四日

五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地

日立キャピタル株式会社 東京都港区西新橋一丁目三番一号

六 落札金額

一億八千九百五十四万円

七 入札公告日

平成三十一年四月二十三日

八 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣 政

(二) 調達方法

借入れ

(三) 落札方式

最低価格

(五四) 契約の締結

次のとおり随意契約の方法により契約を締結しました。

令和元年七月九日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 事務を担当する課の名称及び所在地

総務部税務課 山口市滝町一番一号

二 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

税務システム運用管理業務 一式

三 契約の相手方を決定した手続

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

令和元年六月十九日

五 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地

株式会社日立システムズ 東京都品川区大崎二丁目二番一号

六 契約金額

二億三千六百五十二万円

- 七 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三十七二号）第十一条第一項第二号に該当するため
- 八 契約担当者
山口県知事 村岡 嗣政

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地
総務部税務課 山口市滝町一番一号
- 二 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
税務システム用機器の更新に伴う環境構築及び移行業務 一式
- 三 契約の相手方を決定した手続
随意契約

- 四 契約の相手方を決定した日
令和元年六月十九日

- 五 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地
株式会社日立システムズ 東京都品川区大崎一丁目一番一号

- 六 契約金額
三千三百二十六万四千元

- 七 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三十七二号）第十一条第一項第二号に該当するため
- 八 契約担当者
山口県知事 村岡 嗣政

(五五) 令和元年度山口県補正予算の要領の公表
令和元年六月山口県議会定例会で議決された令和元年度山口県補正予算の要領は、次のとおりです。

令和元年七月九日
山口県知事 村岡 嗣政
令和元年度山口県一般会計補正予算（第1号）
令和元年度山口県の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(予算の名称等)		令和元年度山口県一般会計予算中の平成31年度以降の元号の表示は、「令和」とする。			
第1条 「平成31年度山口県一般会計予算」の名称を、「令和元年度山口県一般会計予算」とする。		第2条 令和元年度山口県一般会計予算中の平成31年度以降の元号の表示は、「令和」とする。			
(歳入歳出予算の補正)		第2条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ90,681千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ685,518,082千円とする。			
2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。		第1表 歳入歳出予算補正 (単位 千円)			
歳 入	歳 出	補 正 額	補正前の額	計	
9 国庫支出金		4,660	85,965,126	85,969,786	
12 繰入金		4,660	2,220,434	2,225,094	
13 繰越金		84,500	18,157,565	18,242,065	
		1,521	12,497,776	12,582,276	
		1,521	0	1,521	
歳 入 合 計		90,681	685,427,401	685,518,082	
2 総務費		59,021	35,634,905	35,693,926	
		51,521	16,831,884	16,883,405	
		7,500	7,342,039	7,349,539	
4 衛生費		4,660	19,667,730	19,672,390	
		4,660	6,697,104	6,701,764	
6 農林水産業費		19,000	38,693,641	38,712,641	
		12,000	10,525,847	10,537,847	
		7,000	7,255,117	7,262,117	
8 土木費		8,000	77,953,473	77,961,473	
		8,000	4,607,799	4,615,799	
歳 出 合 計		90,681	685,427,401	685,518,082	

(五六) 大規模小売店舗立地法第六條第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六條第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
 当該届出は、令和元年七月九日から同年十一月十一日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市産業振興部産業振興課において公衆の縦覧に供します。

令和元年七月九日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ホームプラザナフコ長府店

所在地 下関市王司本町三丁目二番一七号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 株式会社ナフコ 所 北九州市小倉北区魚町二丁目六番一〇号 代表者の氏名 石田 卓巳

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項の概要 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称

大規模小売店舗を 設置する者の代表 者の氏名	大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の代表者の氏 名	株式会社ナフコ	深町 勝義	石田 卓巳
変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後	

四 届出年月日

令和元年六月五日

五 変更年月日

平成三十年六月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ホームプラザナフコ川棚店

所在地 下関市豊浦町大字川棚六三六一の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 株式会社ナフコ 所 北九州市小倉北区魚町二丁目六番一〇号 代表者の氏名 石田 卓巳

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項の概要 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称

大規模小売店舗を 設置する者の代表 者の氏名	大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の代表者の氏 名	株式会社ナフコ	深町 勝義	石田 卓巳
変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後	

三 変更に係る事項の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称

変更前

変更後

四 届出年月日

令和元年六月五日

五 変更年月日

平成三十年六月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオン長府ショッピングセンター

所在地 下関市長府外浦町三五四七の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 株式会社ナフコ 所 北九州市小倉北区魚町二丁目六番一〇号 代表者の氏名 石田 卓巳

株式会社 マックスバリュ西日本株 広島市南区段原南一丁目三番五二号 加栗 章男

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項の概要 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称

変更前

変更後

四 届出年月日

令和元年六月五日

五 変更年月日

平成三十年三月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 大規模小売店舗の名称及び所在地

一 届出年月日
令和元年六月五日
変更年月日
平成三十年四月一日

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 イオン長府ショッピングセンター
所在地 下関市長府外浦町三五四七の一
住所 代表者の氏名

三 変更に係る事項の概要
株式会社ナフコ
北九州市小倉北区魚町二丁目六番一〇号 石田 卓巳
マックスバリュ西日本株 広島市南区段原南一丁目三番五二号 加栗 章男
株式会社

大規模小売店舗において小売業者の代表者の氏名	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
株式会社岩崎宏健堂	株式会社岩崎宏健堂	富永 幸朗	上野山孝誠

四 届出年月日
令和元年六月五日
変更年月日
平成三十年四月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 イオン長府ショッピングセンター
所在地 下関市長府外浦町三五四七の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住 所 代表者の氏名
株式会社ナフコ 北九州市小倉北区魚町二丁目六番一〇号 石田 卓巳
マックスバリュ西日本株 広島市南区段原南一丁目三番五二号 加栗 章男
株式会社

三 変更に係る事項の概要

大規模小売店舗を大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
大規模小売店舗を大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	深町 勝義	石田 卓巳
大規模小売店舗を大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社ナフコ	株式会社ナフコ

四 届出年月日
令和元年六月五日
変更年月日
平成三十年六月一日

(五七) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
当該届出は、令和元年七月九日から同年十一月十一日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市商工水産部商工振興課において公衆の縦覧に供します。
令和元年七月九日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 フジ西宇部店
所在地 宇部市西宇部南四丁目一三二二の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住 所 代表者の氏名
ガンゼ開発株式会社 兵庫県尼崎市塚口本町四丁目八番一号 赤瀬 康宏

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	フジ・TSUTAYA・エンターテイメント株式会社	—

四 届出年月日
令和元年六月六日
変更年月日
平成三十一年三月三日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 フジ西宇部店
所在地 宇部市西宇部南四丁目一三二二の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

所 代表者の氏名

名 称 住 兵庫県尼崎市塚口本町四丁目八番一号

赤瀬 康宏

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	—	株式会社明林堂
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	—	大分県別府市山の手町一五番一五号
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	—	宮脇 範次

四 届出年月日

令和元年六月六日

五 変更年月日

平成三十一年三月二十一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 フジ西宇部店

所在地 宇部市西宇部南四丁目一三二の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 住 所 代表者の氏名

グンゼ開発株式会社 兵庫県尼崎市塚口本町四丁目八番一号 赤瀬 康宏

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	古川 知己	赤瀬 康宏

四 届出年月日

令和元年六月六日

五 変更年月日

平成三十一年四月一日

(五八) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成三十一年二月二十二日山口県公告(三九)に係る大規模小売店舗について次のとおり岩国市から意見を聴きました。

当該意見は、令和元年七月九日から同年八月九日までの間、山口県商工労働部商政課及び岩国市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

令和元年七月九日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 アルゾ南岩国店

所在地 岩国市南岩国町二丁目二六〇の一

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(五九) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成三十一年二月二十六日山口県公告(四二)に係る大規模小売店舗について次のとおり下松市から意見を聴きました。

当該意見は、令和元年七月九日から同年八月九日までの間、山口県商工労働部商政課及び下松市経済部産業観光課において公衆の縦覧に供します。

令和元年七月九日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ゆめタウン下松、星プラザ

所在地 下松市中央町二一番三号

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(六〇) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成

三十一年二月二十六日山口県公告(四三三)に係る大規模小売店舗について次のとおり下松市から意見を聴きました。
 当該意見は、令和元年七月九日から同年八月九日までの間、山口県商工労働部商政課及び下松市経済部産業観光課において公衆の縦覧に供します。

令和元年七月九日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 ゆめタウン下松、星プラザ
 所在地 下松市中央町二一番三号
- 二 意見の概要
 特に配慮を求める事項はない。

(六一) 大規模小売店舗立地法附則第五条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)附則第五条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
 当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、令和元年七月九日から同年十一月十一日までの間、山口県商工労働部商政課及び山陽小野田市経済部商工労働課において公衆の縦覧に供します。

令和元年七月九日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 ホームプラザナフコ小野田店
 所在地 山陽小野田市大字西高泊七三五
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名称 住 所 代表者の氏名
 株式会社ナフコ 北九州市小倉北区魚町二丁目六番一〇号 石田 卓巳
- 三 変更に係る事項の概要

大規模小売店舗内の店舗面積の合計	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
		一、九九九平方メートル	四、三六七平方メートル

駐車場の収容台数	駐車場の収容台数	廃棄物等の保管施設の容量	大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻	大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻	来客が駐車場を利用することができずる時間帯	駐車場の自動車の出入口の数
六四台	六四台	二立方メートル	午前八時	午後八時	午後七時三〇分	二箇所
七五台	七五台	二七立方メートル	午前七時	午後八時三〇分	午後六時三〇分	三箇所

- 四 届出年月日
 令和元年六月十八日
 変更年月日
 令和二年二月十九日
- 五 届出年月日
 令和元年六月十八日
 変更年月日
 令和二年二月十九日

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 ホームプラザナフコ小野田店
 所在地 山陽小野田市大字西高泊七三五
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名称 住 所 代表者の氏名
 株式会社ナフコ 北九州市小倉北区魚町二丁目六番一〇号 石田 卓巳
- 三 変更に係る事項の概要
 駐車場の位置、駐輪場の位置、荷さばき施設の位置、廃棄物等の保管施設の位置及び駐車場の自動車の出入口の位置
- 四 届出年月日
 令和元年六月十八日
 変更年月日
 令和二年二月十九日
- 五 届出年月日
 令和元年六月十八日
 変更年月日
 令和二年二月十九日



山口県選挙管理委員会告示第十八号

不在者投票のできる病院の指定に関する告示（平成二十八年山口県選挙管理委員会告示第五十五号）の一部を次のように改正する。

令和元年七月九日

山口県選挙管理委員会委員長 田 中 一 郎

「下関市豊浦町大字小串七の三」を「下関市豊浦町大字小串一〇〇〇七の三」に改める。

山口県選挙管理委員会告示第十九号

不在者投票のできる介護老人保険施設の指定に関する告示（平成十七年山口県選挙管理委員会告示第六十八号）の一部を次のように改正する。

令和元年七月九日

山口県選挙管理委員会委員長 田 中 一 郎

「ク 豊浦町大字小串七の三」を「ク 豊浦町大字小串一〇〇〇七の三」に改める。

令和元年七月九日
印刷発行

発行人
所

山口県
知事
庁